

平成 25 年度  
包括外部監査の結果報告書  
(概要版)

平成 26 年 2 月  
横浜市包括外部監査人  
井上 光昭

## 目次

<b>第 1 包括外部監査の概要</b> .....	<b>1</b>
1. 外部監査の種類.....	1
2. 選定した特定の事件 .....	1
3. 外部監査対象期間 .....	1
4. 事件を選定した理由 .....	1
5. 外部監査の実施期間 .....	2
6. 監査対象部署 .....	2
7. 監査従事者 .....	2
8. 利害関係.....	2
<b>第 2 外部監査の総括</b> .....	<b>3</b>
<b>I. 監査の視点・監査の方法</b> .....	<b>3</b>
1. 監査の視点 .....	3
2. 監査の方法 .....	3
3. 監査対象とした事業 .....	3
<b>II. 「監査の結果」及び「監査の意見」一覧</b> .....	<b>4</b>
1. 監査の結果・意見の項目数 .....	4
2. 「監査の結果」・「監査の意見」の概要 .....	4
<b>第 3 横浜市の高齢者福祉の概要</b> .....	<b>9</b>
1. 横浜市の高齢者福祉計画 .....	9
2. 横浜市の高齢者福祉予算等 .....	10
3. 横浜市の高齢者福祉の現状分析 .....	11
<b>第 4 外部監査の結果(総論)</b> .....	<b>15</b>
1. 事業の見直しによる経費削減の必要性 .....	15
2. 局、区、地域拠点の連携による事業の推進 .....	19
3. 指導監査の充実による民間事業者によるサービスの担保 .....	21
4. 財政援助団体に対する監査の充実 .....	22

## 第 1 包括外部監査の概要

### 1. 外部監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項に基づく包括外部監査

### 2. 選定した特定の事件

高齢者福祉に関する事業の財務事務の執行について

### 3. 外部監査対象期間

原則として平成 24 年度(平成 24 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日まで)

ただし、必要に応じて平成 23 年度以前及び平成 25 年度の執行分を含む

### 4. 事件を選定した理由

市の高齢者(65 歳以上)の人口は約 74 万人であり、高齢化率 20%に達している。今後も高齢化は進行し、平成 37 年には高齢者の人口は約 100 万人、高齢化率は約 27%になることが見込まれている。また、市の高齢者の現状は、介護認定を受けていない者約 62 万人(84%)及び要介護認定者約 12 万人(16%)である。

このような中で、市は、中期 4 か年計画において「地域ケアを支える在宅サービスや介護施設の充実」を掲げ、また、平成 24 年 3 月に第 5 期横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(3 か年計画)を策定して、高齢者の自立支援、高齢者の在宅生活支援、施設整備等の事業等を推進して「地域包括ケアシステムの実現を目指す」としている。平成 24 年度は、計画初年度にあたる第 5 期横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画等に掲げる事業を推進する一方、持続可能な制度となるよう、事務事業の見直しを行い、歳出の削減に努めるとともに、歳入の確保に努めるとしている。

市には、限られた予算の中、高齢者がいつまでも住み慣れた地域で、安心して暮らし続けていけるような環境を整備していくことが求められている。また、市政への要望でも高齢者福祉は常に上位となっており、市民の関心も高い事業である。

そこで、横浜市が執行している高齢者福祉に関する事業が法令等に基づき適正に執行されているかどうか、また、当該事業が地方自治法第 2 条第 14 項及び第 15 項の趣旨に沿って行われているかどうか等について、監査を実施する必要があると認め、平成 25 年度の包括外部監査の特定の事件(テーマ)として選定した。

## 5. 外部監査の実施期間

平成 25 年 7 月 4 日から平成 26 年 3 月 31 日まで

## 6. 監査対象部署

健康福祉局、社会福祉法人 横浜市社会福祉協議会、  
鶴見区、神奈川区、西区、中区、南区、港南区、保土ヶ谷区、旭区、磯子区、金沢区、港北区、  
緑区、青葉区、都筑区、戸塚区、栄区、泉区、瀬谷区

## 7. 監査従事者

包括外部監査人	公認会計士	井上 光昭
監査補助者	公認会計士	青山 伸一
	公認会計士	宮本 和之
	コンサルタント	石村 英雄
	公認会計士	木下 哲
	公認会計士	加藤 聡
	公認会計士	山崎 愛子
	公認会計士	谷川 淳

## 8. 利害関係

外部監査の対象とした事件につき、包括外部監査人及び監査補助者は地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

## 第2 外部監査の総括

### I. 監査の視点・監査の方法

#### 1. 監査の視点

##### (1) 法律・条例・規則に準拠しているか

監査の視点として、まず挙げるのは「合規性」である。「合規性」は、事業に係る財務事務の執行や手続等が、関連する法律・条例・規則に準拠しているか、ということである。法律等に則した事務執行や手続を行うことは、最低限の規準であり、効率性・有効性・経済性を論ずる前提でもある。

##### (2) 事務に不効率が生じていないか

事務の実施に際して合規性が遵守されていたとしても、「経済性」「効率性」の観点も重要である。「経済性」は、最小のコストで適正な量や質の資源を獲得することである。「効率性」は、一定の成果を最小の支出で獲得すること、一定の支出から最大の効果を生み出すことである。予算に限りがある中で経済的・効率的に事業を行うことも重要な視点である。

##### (3) 事業は目的に対して有効であるか

事務の実施に際して合規性が遵守されていたとしても、「有効性」の観点も重要である。「有効性」は、一定の支出により期待される成果の達成度合いである。事業は目的に沿って行われ、十分に利用されているか又は十分に成果があがっているかということも重要な視点である。

#### 2. 監査の方法

健康福祉局の課、区及び社会福祉法人横浜市社会福祉協議会について、監査担当者を分担して監査を実施した。

主な監査手続は以下のとおりである。

- ① 関連書類一式の閲覧等を実施し、関連規則等との照合を実施した。
- ② 担当部署に対してヒアリング及び調査・分析等を行った。
- ③ 区の業務については、区に往査して、ヒアリング及び調査・分析等を行った。
- ④ 施設については、現場視察を行った。

#### 3. 監査対象とした事業

監査対象とした事業は、健康福祉局の高齢者福祉に関して所管する事業である。区及び社会福祉法人横浜市社会福祉協議会は事業の執行部署として監査を実施している。

## II. 「監査の結果」及び「監査の意見」一覧

### 1. 監査の結果・意見の項目数

記載箇所	結果	意見
「第4 外部監査の結果」	8	85

#### ※ 監査の結果

今後、横浜市において措置が必要であると認められる事項。主に、合規性に関すること(法令、条例、規則、規程、要綱等に抵触する事項)、一部、経済性、効率性及び有効性に関する事項についても、著しく重要性が高いと判断するもの。

#### ※ 監査の意見

「監査の結果」には該当しないが、経済性・効率性・有効性の視点から、施策や事務事業の運営の合理化のために、包括外部監査人として改善を要望するものであり、横浜市がこの意見を受けて、何らかの対応を行うことを期待するもの。

### 2. 「監査の結果」・「監査の意見」の概要

「監査の結果」・「監査の意見」の概要は、以下のとおりである。

担当課	事業	監査の結果又は意見	結果 意見
監査課	社会福祉法人設立認可及び法人施設指導監査事業	指導監査実施率について	意見
		指導監査における監査ノウハウの蓄積について	意見
		監査結果の組織内での共有	意見
		集団指導等の説明会について	意見
		監査結果の公表について	意見
企画課	高齢者の住まい・生活支援事業	民間資産活用スキームの早期構築について	意見
	地域福祉・交流拠点モデル事業	整備後の地域福祉・交流拠点の活用度合いの把握及び評価について	意見
	100万人の健康づくり戦略推進事業	事業費の全体像の提示について	意見
		事業効果の測定手法の設定と事業評価への反映について	意見
福祉保健課	横浜市社会福祉協議会費	補助金の適正な執行を確認する根拠について	結果
		補助金の適正な執行の確認する根拠の見直しについて	意見

担当課	事業	監査の結果又は意見	結果 意見
		補助金の対象事業・区分ごとの事業費、補助金額の算定について	結果
		各区社協のトータルコストの把握について	意見
	地域福祉保健活動支援事業	(補助金の適正な執行を確認する根拠について)	結果
		(補助金の適正な執行を確認する根拠の見直しについて)	意見
		実績、成果に係る情報の収集と分析について	意見
	横浜生活あんしんセンター運営費	補助金の精算報告について	結果
		(補助金の適正な執行を確認する根拠について)	結果
		(補助金の適正な執行を確認する根拠の見直しについて)	意見
		(各区社協あんしんセンターのトータルコストの把握について)	意見
	成年後見制度利用促進事業	サポートネットの目的の共有について	意見
	災害時要援護者避難支援事業	災害備蓄物資の保管業務委託について	意見
		市関与の範囲の明示と効果の把握について	意見
		地域の見守りネットワーク構築支援事業との重複の調整、ノウハウの活用について	意見
		適切な個人情報管理の徹底について	意見
	地域の見守りネットワーク構築支援事業	モデル地区方式の有効性について	意見
		災害時要援護者避難支援事業との重複の調整、ノウハウの活用について	意見
	地域福祉保健関係職員人材育成事業	必要な研修の検討と確実な実施について	意見
	地域福祉保健推進事業	医師会への推進費補助の目的と対象経費の明確化について	意見
		更生保護法人への補助目的の明確化について	意見
		地域福祉保健推進事業の取り扱いについて	意見
高齢者・障害者等に配慮した路線バス整備	より効果的な補助について	意見	
地域支援課	民生委員・児童委員事業	民生委員・児童委員の充足率向上策の検討について	意見
		民生委員・児童委員の業務量の把握について	意見
		実態に応じた活動費の見直しについて	意見

担当課	事業	監査の結果又は意見	結果 意見
	福祉保健活動拠点運営事業	指定管理業務の見直しについて	結果
		施設の必要性の再検討について	意見
		指定管理業務における常勤職員の執務割合の明示について	意見
	地域ケアプラザ運営事業	地域ケアプラザにおける高齢者デイサービスの提供について	意見
		指定管理料の設定方法等について	意見
		各区における評価手法の統一について	意見
		実績評価結果の公表方法について	結果
		定量的指標による評価及び公表について	意見
		実績データの活用について	意見
		地域ケアプラザ協力医の活用度合等について	意見
	ひとり暮らし高齢者「地域で見守り」推進事業	今後の活用状況の把握等について	意見
		災害時要援護者支援事業との連携について	意見
	社会福祉センター運営事業	ホールの有効利用について	意見
		指定管理業務の見直しについて	結果
福祉保健研修交流センターウィリング運営事業	未収金残高について	意見	
	施設の有効活用について	意見	
高齢健康福祉課	福祉人材就業支援事業	福祉人材マッチング事業のあり方の検討について	意見
		将来の介護人材育成確保事業について	意見
	老人クラブ助成事業	補助金の適正な執行を確認する根拠について	結果
		市老連に対する監査の実施要綱等の制定について	意見
		老人クラブ補助金の見直しについて	意見
	高齢者保養研修施設管理運営事業	施設の事業目的と方針・成果について	意見
高齢在宅支援課	認知症高齢者対策事業	徘徊認知症高齢者地域支援事業にかかる普及啓発目的の講演会について	意見
	外出支援サービス事業	事業の対象者に対するサービス受給者の割合について	意見
		委託料の積算について	意見
	寝具丸洗い・乾燥事業	事業の必要性について	意見
	訪問理美容サービス事業	事業の必要性について	意見



担当課	事業	監査の結果又は意見	結果 意見
	高齢者用市営住宅等生活援助員派遣事業	委託事務における競争性の確保について	意見
	高齢者食事サービス事業	利用者減に対する対応について	意見
高齢施設課	老人福祉施設法定外援護費	職員雇用費について	意見
		職員処遇改善費について	意見
		械等保守管理費について	意見
		日常生活費の支給基準について	意見
		日常生活費のチェックについて	意見
	医療対応促進助成事業	実績報告について	意見
		運営実績報告書に添付する収支決算書について	意見
		交付申請について	意見
	小規模多機能型居宅介護事業所整備事業	補助の対象となる事業者について	意見
	認知症高齢者グループホーム整備事業	(補助の対象となる事業者について)	意見
	養護老人ホーム運営事業	入所資格について	意見
		名瀬ホームの委託費について	意見
		入所定員について	意見
老人ホーム運営事業	指導・監査基準(マニュアル)の設定	意見	
	実地指導数について	意見	
	介護保険対象外の有料老人ホーム(住宅型)の実地指導の内容について	意見	
介護保険課	介護支援ボランティアポイント事業	事業効果の測定について	意見
		将来目標の設定について	意見
		事業評価について	意見
	介護サービス自己負担助成費	助成認定にかかる決裁行為の不備について	結果
申請時における持参資料の添付の徹底について		意見	
介護事業指導課	認知症高齢者グループホーム運営事業	認知症高齢者グループホーム研修の効果的な実施について	意見
	地域密着型サービス事業所運営推進事業	小規模多機能型居宅介護事業所等運営費補助対象について	意見
	介護相談員派遣	介護相談員の養成について	意見

担当課	事業	監査の結果又は意見	結果 意見
	事業	介護相談員派遣事業に係る実績報告書の活用について	意見
		相談件数の集計方法の統一について	意見
	介護サービス推進 事業	指導及び監査基準(マニュアル)の整備の必要	意見
		要綱における監査の実施方針及び実施計画の明文化	意見
		実地指導・監査数(率)の向上の検討	意見
		指導・監査対象事業所の選定基準の内容	意見
		区の実地指導の拡大について	意見
		局から区への情報提供による連携強化について	意見
		区から局への情報提供による連携強化について	意見
	区の実地指導での統一的な方針について	意見	
	介護サービス等指 定・更新事業	権限移譲に伴う人員への影響について	意見

## 第3 横浜市の高齢者福祉の概要

### 1. 横浜市の高齢者福祉計画

横浜市では、平成24年度の高齢者福祉に関する主な取り組みとして、行政と市民の協働による「地域における見守り・支援体制の構築」や、医療、介護、予防、住まい、生活支援が切れ目なく提供される「地域包括ケアシステムの実現」に取り組むとしている。また、計画初年度にあたる「第5期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」に掲げる事業を着実に推進し、将来の安心・安全を確実なものにするとしている。第5期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画について、以下に説明する。

#### (1) 第5期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

##### ① 計画策定の趣旨

高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画は、高齢者に関する各種の保健福祉事業や平成12年から始まった介護保険制度の円滑な実施に関する総合的な計画として、取り組む課題を明らかにし、目標等を定めたものである。第5期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画は、平成24年度から26年度を計画期間とし、第4期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(計画期間:平成21年度～平成23年度)を見直し、新たに策定したものである。

##### ② 計画の基本目標

「高齢者が地域で引き続き自立した生活を送れるよう、その人の状態に応じて、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスを切れ目なく提供する「地域包括ケアシステム」の実現を目指します。」

##### ③ 計画の施策体系

施策体系は、基本的な方向、施策、主な事業となっている。基本的な方向には、高齢者の自立支援、高齢者の在宅生活支援、高齢者の施設整備等支援の3つがあり、以下のとおりである。

(基本的な方向1) 高齢者の自立支援～いきいきと活動的に暮らせるために～

(基本的な方向2) 高齢者の在宅生活支援～地域包括ケアの実現のために～

(基本的な方向3) 高齢者の施設整備等支援～自分に合った施設・住まいが選べるために～

(施策推進の視点) 介護提供体制の取組み～安心の介護を提供するために～

## 2. 横浜市の高齢者福祉予算等

横浜市の高齢者福祉に関する予算は以下のとおりである。高齢者福祉の推進と地域保健福祉の推進を合わせている。高齢者福祉の推進と地域保健福祉の推進の合計は、平成24年度には平成18年度と比べて611億円増加している。介護保険給付が625億円増加し、とりわけ在宅(居宅)サービスが276億円増加している。

	平成18年度 (千円)①	平成21年度 (千円)	平成24年度 (千円)②	増減 (千円)②-①	増減比率 (%)②/①
<b>高齢者保健福祉の推進 (A) + (B)</b>	151,024,675	188,246,296	214,708,024	63,683,349	142.2
介護保険制度関連事業(介護保険事業費会計)(A)	149,473,344	186,836,588	213,391,093	63,917,749	142.8
介護保険給付	139,480,465	175,001,864	202,023,370	62,542,905	144.8
在宅(居宅)サービス	75,959,217	85,421,639	103,595,114	27,635,897	136.4
地域密着型サービス	8,945,004	17,213,544	19,235,363	10,290,359	215.0
施設サービス	49,206,066	63,996,410	67,281,104	18,075,038	136.7
その他	5,370,178	8,370,271	11,911,789	6,541,611	221.8
(再掲)予防給付 (要支援者対象)	13,759,687	9,301,538	9,323,529	-4,436,158	67.8
地域支援事業	4,170,876	4,358,121	4,661,738	490,862	111.8
介護予防事業	787,222	439,603	403,592	-383,630	51.3
包括的支援事業	2,610,721	3,034,021	3,202,374	591,653	122.7
任意事業	772,933	884,497	1,055,772	282,839	136.6
その他事務費	5,822,003	7,476,603	6,705,985	883,982	115.2
介護保険外サービス (一般会計)(B)	1,551,331	1,409,708	1,316,931	-234,400	84.9
低所得者の利用者 負担助成事業 (一般会計) (特別会計(再掲))	139,814	77,730	91,921	-47,893	65.7
<b>地域福祉保健の推進 (C)</b>	7,980,967	6,302,910	5,386,799	-2,594,168	67.5
福祉人材確保事業	-	490,582	207,108	-	-
地域福祉保健計画 推進事業等	1,733,201	1,604,217	1,789,910	56,709	103.3
権利擁護事業	156,248	181,904	261,451	105,203	167.3
福祉のまちづくり 推進事業	635,293	171,360	68,857	-566,436	10.8
地域ケアプラザ 整備・運営事業	5,366,603	3,363,037	3,059,473	-2,307,130	57.0
その他	89,622	491,810	-	-	-
計(A) + (B) + (C)	159,005,642	194,549,206	220,094,823	61,089,181	138.4

### 3. 横浜市の高齢者福祉の現状分析

横浜市の高齢者福祉の現状について、経年分析を以下に行う。高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の始期にあたる平成 18 年度及び平成 21 年度と比較している。

#### (1) 高齢化率の上昇

横浜市の高齢化率は、徐々に上昇している。平成 24 年度では 20.4% となり、平成 18 年度に比べて 3.4 ポイント増加している。

年齢別人口	単位	平成 18 年度 ①	平成 21 年度	平成 24 年度 ②	増減 ②-①	増減比率 (%) ②/①
総数(A)	人	3,584,923	3,654,427	3,691,240	106,317	103.0
65 歳以上(B)	人	610,290	696,989	754,059	143,769	123.6
高齢化率(B/A) (%)	%	17.0	19.1	20.4	3.4	120.0

#### (2) 要支援認定者の増加

横浜市の要介護認定者は年々増加している。要介護認定者の増加は高齢者の増加よりも多くなっており、要介護認定者割合が上昇している。要介護認定者の介護度別では、要介護 2 が一番増加しており、要支援1及び要支援2もこれに続いて増加している。平成 24 年度の要介護認定者の介護度別割合では、要介護 2 の 22.2% が一番多く、要支援者(要支援1、要支援2)の割合が 25% となっている。

表 1 要介護認定者

要介護認定者 (各年 3 月 31 日現在)	単位	平成 18 年度 (人)①	平成 21 年度 (人)	平成 24 年度 (人)②	増減(人) ②-①	増減比率 (%) ②/①
第 1 号被保険者数 (65 歳以上) (A)	人	642,570	719,624	788,968	146,398	122.8
要介護認定者 (B) (※)	人	100,391	112,819	134,130	33,739	133.6
要介護認定者割合 (B/A)	%	15.6	15.7	17.0	1.4	108.8
要支援1	人	7,039	9,191	13,393	6,354	190.3
要支援2	人	13,834	18,188	20,122	6,288	145.5
要介護1	人	18,378	14,752	20,239	1,861	110.1
要介護2	人	20,432	24,287	29,723	9,291	145.5
要介護3	人	15,938	17,847	18,667	2,729	117.1
要介護4	人	12,885	14,826	16,866	3,981	130.9

要介護5	人	11,885	13,728	15,120	3,235	127.2
要支援者 (要支援1、要支援2)	人	20,873	27,379	33,515	12,642	160.6
要介護者 (要介護1 ～要介護5)	人	79,518	85,440	100,615	21,097	126.5
要介護者 (要介護者2 ～要介護者5)	人	61,140	70,688	80,376	19,236	131.5

(※) 要介護認定者(B)は、第2号被保険者で認定を受けている者も含む。

表2 平成24年度要介護度別構成比

要介護認定者(各年3月31日現在)		平成24年度 (人)②	構成比(%) (平成24年度)
第1号被保険者数(65歳以上)(A)	人	788,968	-
要介護認定者(B)(※)	人	134,130	-
要介護認定者割合(B/A)	%	17.0	-
要支援1	人	13,393	10.0
要支援2	人	20,122	15.0
要介護1	人	20,239	15.1
要介護2	人	29,723	22.2
要介護3	人	18,667	13.9
要介護4	人	16,866	12.6
要介護5	人	15,120	11.3
要支援者(要支援1、要支援2)	人	33,515	25.0
要介護者(要介護1～要介護5)	人	100,615	75.0
要介護者2～要介護者5	人	80,376	—

(※) 要介護認定者(B)は、第2号被保険者で認定を受けている者も含む。

### (3) 介護保険事業者数の増加

横浜市では、要介護認定者の増加に応じて、介護保険事業者も増加している。平成24年度の介護保険事業者数は、平成18年度と比べて、居宅サービスの居宅療養管理指導(医師による介護指導・助言)、通所介護(デイ・サービス)が増加しており、地域密着型サービスの認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護及び認知症対応型共同生活介護が増加している。介護サービスはほとんど民間の介護保険事業者が提供していることから、適切なサービス供給量が確保されるように、順調に推移していると言える。また、横浜市は、地域密着型サービスの小規模多機能

型居宅介護及び認知症対応型共同生活介護(認知症高齢者グループホーム)の整備を促進していることが現れているといえる。

サービスの種類	平成 18 度 (箇所)①	平成 21 度 (箇所)	平成 24 年度 (箇所)②	増減(箇所) ②-①	増減比率 (%)②/①
<b>総数(A)+(B)</b>	<b>7,016</b>	<b>7,450</b>	<b>8,819</b>	<b>1,803</b>	<b>125.7</b>
居宅サービス(A)	5,938	6,263	7,301	1,363	123.0
(主な内訳)				0	
訪問介護	654	619	752	98	115.0
訪問看護	741	785	862	121	116.3
訪問リハビリテーション	263	291	315	52	119.8
居宅療養管理指導	3,190	3,412	3,825	635	119.9
通所介護	329	405	698	369	212.2
通所リハビリテーション	95	107	111	16	116.8
短期入所生活介護	95	111	145	50	152.6
特定施設入居者生活介護	91	120	138	47	151.6
地域密着型サービス(B)	241	365	543	302	225.3
(主な内訳)				0	
認知症対応型通所介護	39	66	111	72	284.6
小規模多機能型居宅介護	2	31	101	99	5050.0
認知症対応型共同生活介護	200	259	287	87	143.5
その他	837	822	975	138	116.5

\*市内事業所数(各年 4 月 1 日現在)

#### (4) 介護保険施設数の増加

横浜市の平成 24 年度の介護保険施設数は平成 18 年度に比べて 105 箇所増えている。施設種別では、高齢者グループホーム 54 箇所及び介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム) 43 箇所などが増加している。要介護度 2~5 の要介護認定者が入所対象者となるため、要介護者(2~5)に占める介護保険施設の定員合計の割合を算出してみたところ、平成 18 年度、平成 21 年度及び平成 24 年度ではほとんど 35% 程度で変化がなかった。

要介護認定者の増加に応じて、一定水準の入所者数を確保されるように、介護保険施設数を増加させている。一方、介護保険施設の一定水準を超えた整備は介護保険料の引き上げにつながるようになる。介護保険施設の整備を計画的に実施していることが現れていると言える。

なお、横浜市の特別養護老人ホームの入所待ち者(待機者)<sup>1)</sup>は、5,261 人(平成 25 年 10 月 1 日現在)、5,420 人(平成 25 年 4 月 1 日現在)、4,566 人(平成 24 年 4 月 1 日現在)となっている。

<sup>1)</sup>横浜市における入所待ち者数(待機者)の算出方法

入所待ち者数(待機者) = 全入所者(特養入所申込受付センターのデータ) - 横浜市以外の申込者、他の特養に入所中の者・死亡者(申込取下げ忘れ) - 特養以外(老人保健施設、グループホーム、有料老人ホーム等)に入所中の者

施設種別	施設数・定員	平成 18 年度 ①	平成 21 年度	平成 24 年度 ②	増減 ②-①	増減 比率 (%) ②/①
介護老人福祉施設	施設数(箇所)	94	120	137	43	145.7
	定員(人)	8,912	11,593	13,597	4,685	152.6
介護老人保健施設	施設数(箇所)	67	79	82	15	122.4
	定員(人)	7,983	9,445	9,565	1,582	119.8
介護療養型医療 施設	施設数(箇所)	19	15	12	-7	63.2
	定員(人)	1,123	823	593	-530	52.8
高齢者グループ ホーム	施設数(箇所)	227	265	281	54	123.8
	定員(人)	3,740	4,429	4,741	1,001	126.8
合計	施設数(箇所)	407	479	512	105	125.8
	定員(人)	21,758	26,290	28,496	6,738	131.0
要介護者 (介護度 2~5)	人	61,140	70,688	80,376	19,236	131.5
要介護者(2~5) に占める定員合計 の割合	%	35.6	37.2	35.5	-0.1	—

#### (5) 介護保険給付費の増加

横浜市の平成 24 年度介護保険給付費は平成 18 年度に比べて約 1.5 倍になっている。このうち、在宅介護サービス費が増加額全体の半分程度を占めている。

年 度	平成 18 年度 (千円)①	平成 21 年度 (千円)	平成 24 年度 (千円)②	増減 (千円) ②-①	増減 比率 (%) ②/①
給付費総額	137,143,059	166,142,355	202,819,307	65,676,248	147.9
在宅介護サービス費	71,462,262	84,622,113	104,506,478	33,044,216	146.2
地域密着型サービス費	8,733,191	14,807,995	19,812,660	11,079,469	226.9
施設介護サービス費	50,534,798	58,495,314	67,008,722	16,473,924	132.6
特定入所者 介護サービス費等	6,255,878	8,035,190	11,333,022	5,077,144	181.2
審査費	156,930	181,742	158,425	1,495	101.0



## 第4 外部監査の結果(総論)

### 1. 事業の見直しによる経費削減の必要性

横浜市の高齢者保健福祉の推進に係る予算は、平成18年度には151,164百万円であったが、平成24年度には214,780百万円になり、1.4倍となっている。一方、高齢者の増加に伴う高齢者を取り巻く環境の変化に応じて高齢者福祉の施策内容も変化している。施策内容の変化に応じて、事業は新設拡大及び廃止縮小が行われる必要があるが、事業の廃止縮小は利害関係者がいることなどから難しく、従来そのままに継続されていることがある。

そこで、高齢者の増加に伴う環境変化に対処するために、事業の新設拡大及び廃止縮小がスムーズに行われているかという観点から監査を実施している。特に、廃止縮小が必要な事業については見直しを行うことによって経費を削減することはできないかが重要な観点となる。以下では、事業の見直しにあたって、(1)有効性の検証が必要な事業、(2)補助金等の事業別区分が必要な事業、(3)執行の是正が必要な事業に分けて説明する。

#### (1) 有効性の検証が必要な事業

有効性の検証が必要な事業には、利用者が少なく又は施設等の利用率が低くなっている事業及び環境の変化により事業を実施する意義が薄れている事業がある。関連する監査の結果又は意見を以下に記載する。

所管課名・事業名・内容	区 分	
	結果	意見
<b>地域支援課</b>		
<b>福祉保健活動拠点運営事業</b>		
施設の必要性の再検討について		
個別に現状を分析・検証し、運営の改善を試みた結果においても、なお活用度合の低い区の福祉保健活動拠点があれば、単独の施設として配置する必要性が希薄なものと言える。そのような拠点については、単独で施設を保有する必要性と意義を再検討する必要がある。		○
<b>地域支援課</b>		
<b>地域ケアプラザ運営事業</b>		
地域ケアプラザにおける高齢者デイサービスの提供について		
横浜市では、高齢者デイサービスの提供について、公の施設である地域ケアプラザに併設して整備してきたが、平成18年度に地域ケアプラザの整備手法を見直し、デイサービス部分の整備を取り止めている。地域ケアプラザの高齢者		○

所管課名・事業名・内容	区 分	
	結果	意見
デイサービス部分をどのように活用していくのかについて、十分に検討することが望まれる。		
<b>高齢在宅支援課</b>		
<b>寝具丸洗い・乾燥事業</b>		
事業の必要性について		
最近 5 年間における本事業の登録者数は一貫して減少傾向である。横浜市全体の高齢者人口が増加していることと併せて考えると、本事業におけるサービスは、在宅高齢者が望んでいるサービスと乖離している、あるいは在宅高齢者に新規需要が発生していない可能性がある。今後は、登録者数の傾向や利用者の意見を勘案して、廃止も含めた事業のあり方を検討する必要があると考えられる。		○

## (2) 補助金等の内訳の事業別区分が必要な事業

事業の見直しを進めるにあたり、その前提条件に不備が認められることから、是正すべき事業がある。

事業の見直しにあたっては、どのくらいの費用をかけてどのような効果を得たのか、すなわち費用対効果の分析を行う必要がある。しかし、事業の中には、費やした費用の内容が明らかではない事業がある。例えば、補助金等が一括して支給されていることから、補助金等の内訳が事業別に区分されていないことなどがある。補助金等を事業別に区分することによって、補助金等の精査を通して費用及び補助金等の削減を行うとともに、費用対効果の分析を行い事業の見直しを進めることになる。関連する監査の結果又は意見を以下に記載する。

所管課名・事業名・内容	区 分	
	結果	意見
<b>福祉保健課</b>		
<b>横浜市社会福祉協議会費</b>		
補助金の対象事業・区分ごとの事業費、補助金額の算定について		
本補助金の構成は、法人運営への充当が 92.3%を占めており、運営費補助としての性格が強い。今後、本補助金のうち、目的を特定でき、人件費や経費を区分できるものについては、事業や区分を明確に設定することが必要である。	○	
<b>福祉保健課</b>		
<b>横浜市社会福祉協議会費</b>		○

所管課名・事業名・内容	区 分	
	結果	意見
<b>横浜生活あんしんセンター運営費</b>		
各区社協のトータルコストの把握について		
各区社協あんしんセンターのトータルコストの把握について		
区社協は市社協とは別法人であるが、その職員は市社協からの出向職員である。市社協から人件費が支給されているため、区社協の運営や活動に要するトータルコストは各区社協の決算書だけでは説明されない。市社協及び区社協ごとの活動実績や成果とともに、それぞれのトータルコストを把握しておくことが望ましい。		
<b>地域支援課</b>		○
<b>福祉保健活動拠点運営事業</b>		
指定管理業務における常勤職員の執務割合の明示について		
福祉保健活動拠点運営事業費には、各区の社会福祉協議会の事務局部分の賃借料(市が貸主に支払する賃借料)と区社会福祉協議会の管理業務部分の常勤職員(1名)の人件費が含まれている。 指定管理業務に従事するものとして配置している常勤職員(1名)も、区社会福祉協議会の管理業務との兼務としている。福祉保健活動拠点と区社会福祉協議会は別々の運営がなされていることから、区社会福祉協議会の人件費部分は、区社会福祉協議会に係る経費として分離して把握する必要がある。		

### (3) 執行方法の是正が必要な事業

事業の執行方法に問題があり、執行方法の是正が必要な事業がある。執行方法の是正によって、競争性の確保による経費削減又は経費の精査による経費削減をもたらす、事業の見直しが進むことになる。関連する監査の結果又は意見を以下に記載する。

所管課名・事業名・内容	区 分	
	結果	意見
<b>地域支援課</b>		○
<b>福祉保健活動拠点運営事業</b>		
指定管理業務の見直しについて		
指定管理業務が、貸し館というハード面の業務(施設管理業務)と利用団体の活動支援やボランティアコーディネートというソフト面の業務を合わせたものである等によって、他団体が応募しにくい状況となっている。 福祉保健活動拠点における現行の指定管理業務は、公募による指定管理者		

所管課名・事業名・内容	区分	
	結果	意見
の選定が実質的に行われていない。他団体の応募につながる公募方法に変更しなければならない。		
<b>地域支援課</b>		
<b>地域ケアプラザ運営事業</b>		
指定管理料の設定方法等について		
指定管理者納付金は、高齢者デイサービス等の部分について、指定管理者が施設使用料相当額として横浜市に納付するものである。指定管理者納付金には地代相当額が含まれていない。しかし、地域ケアプラザにおけるデイサービスの今後の活用方策を第一義に検討することになる。検討した上で、近隣の他のデイサービス事業者と同様の高齢者デイサービスを提供するのであれば、近隣の他のデイサービス事業者との公平性を確保できるように、指定管理者納付金に地代相当額を含める必要がある。		○
<b>地域支援課</b>		
<b>社会福祉センター運営事業</b>		
指定管理業務の見直しについて		
指定管理業務は、ホール・会議室等施設の貸出・管理事業と、ボランティアセンターの運営事業を一括して行っている。指定管理者の公募の趣旨に従って、指定管理業務を、ホール・会議室等施設の貸出・管理事業とボランティアセンターの運営事業に分ける必要がある。		○
<b>高齢在宅支援課</b>		
<b>外出支援サービス事業</b>		
事業の対象者に対するサービス受給者の割合について		
本事業の過去 5 年間における利用実績はやや減少傾向である。これは、本事業に供する車の数やボランティア運転手の人数がサービス提供回数の上限を作っていることが原因であると考えられる。今後も高齢者の数は増加していくため、高齢者に対する福祉有償移動サービス事業は今よりさらに需要が増すと考えられる。これらの需要に対して公平に応えるためにもNPO法人など民間事業者の育成を視野に入れ、それらの活用度合を漸次増やしていくことを考えるべきである。		○
<b>高齢在宅支援課</b>		
<b>高齢者用市営住宅等生活援助員派遣事業</b>		
委託事務における競争性の確保について		
本事業は、対象住宅に対して生活援助員を派遣する事業であり、一部、近くに地域ケアプラザがない地域にある住宅については、横浜市福祉サービス協		○

所管課名・事業名・内容	区 分	
	結果	意見
会にまとめて委託を行っている。NPO法人など他の種類の法人も含めて、本事業を委託できるか検討し、もって委託事業の競争性の確保に努める必要がある。		
<b>高齢在宅支援課</b>		
<b>高齢者食事サービス事業</b>		
利用者減に対する対応について		
最近 5 年間の状況では、延べ食数、利用者数ともに減少傾向がはっきりしており、減少率は毎年約 1 割に達する。市は、事業者に対し利用者へのアンケートを実施することを要請している。まずは、このアンケートを分析して事業の有効性を高める必要がある。		○

## 2. 局、区、地域拠点の連携による事業の推進

横浜市は、「地域包括ケアシステムの実現」を推進している。高齢者福祉の施策の推進にあたり、局、区及び地域拠点においてそれぞれ執行されており、局は事業の方向性を明らかにして、区は地域及び地域拠点の実情に合わせ執行しているとしている。

そこで、局、区及び地域拠点が連携して事業を効果的、効率的に推進しているかの観点から監査を実施している。区が異なる内容の施策を実施し、局がその内容を十分に把握して支援していないために、有効に進んでいない事業がある。関連する監査の結果又は意見を以下に記載する。

所管課名・事業名・内容	区 分	
	結果	意見
<b>福祉保健課</b>		
<b>成年後見制度利用促進事業</b>		
サポートネットの目的の共有について		
サポートネットの開催について、局は、事例の研究やその共有よりも、専門家に職員の取組を見てもらうことを通じて顔の見える関係づくりを目指していたが、必ずしも各区とその目的や目指すべき成果について共有できていない面がみられる。今後、新たな事業の目的や成果について各区と十分意思疎通を図り、共有していくことが重要となる。		○
<b>地域支援課</b>		
<b>地域ケアプラザ運営事業</b>		○
各区における評価手法の統一について		

所管課名・事業名・内容	区分	
	結果	意見
局は、評価基準の具体的な例を示す等により、各区における評価水準の統一を図る必要がある。そのうえで、局は、各区統一的な評価手法により、地域ケアプラザ及び地域包括支援センターの実績評価がなされるよう、指導することが望ましい。		
<b>地域支援課</b>		
<b>ひとり暮らし高齢者「地域で見守り」推進事業</b>		
今後の活用状況の把握等について		
各区のリストの作成状況が異なっていた。局は、今後、各区のリスト作成状況を継続的に把握するとともに、実際の見守り活動にどのように生かしているのかを把握し、活用事例等を各区に情報提供する等、横浜市全体として、本事業が有効に機能するよう区の活動を支援する必要がある。		○
<b>介護事業指導課</b>		
<b>介護相談員派遣事業</b>		
相談件数の集計方法の統一について		
相談件数の集計方法が区によって異なるので、統一化を図る必要がある。統一化を図る際には、集計結果を分析し、分析結果に基づく対応を検討しやすい項目となるよう検討する必要がある。		○
<b>介護事業指導課</b>		
<b>介護サービス推進事業</b>		
局から区への情報提供による連携強化について		
区から局への情報提供による連携強化について		
局単独で行っている実地指導や監査の結果や最終的に事業所に提出している結果通知書のコピーは、区に提供することが望ましい。 一方、区においても、区としてどの程度運営推進会議に参加するかを明確にし、必要であれば、その状況について局に状況提供することも必要である		○

### 3. 指導監査の充実による民間事業者によるサービスの担保

横浜市では、高齢者福祉の施設等サービス(地域密着型サービス及び施設サービス)について、そのほとんどが民間事業者によって提供されている。横浜市は、直営によるのではなく、民間事業者によって各サービスが提供されていることから、指導・監査を行うことによって、民間事業者によるサービス提供が適正な水準によって行われていることを担保することが重要である。

そこで、民間事業者への指導・監督が適切に行われているかの観点から監査を実施している。施設等サービスの中には、実地指導・監査の実施数が十分ではない施設等がある。また、指導・監査の基準(マニュアル)の整備や充実が必要である。関連する監査の結果又は意見を以下に記載する。

所管課名・事業名・内容	区 分	
	結果	意見
<b>監査課</b>		
<b>社会福祉法人設立認可及び法人施設指導監査事業</b>		
指導監査における監査ノウハウの蓄積について		
指導監査では、現在、経験の十分にある担当者が監査マニュアルの中から実施する監査手続及びサンプルの抽出数等を決定している。担当者は定期的に異動があることから監査ノウハウを蓄積することが難しい。 監査対象事業所毎の個別監査計画を作成して監査を実施していくことにより、指導監査の均質化を図りつつ、監査ノウハウを蓄積していく必要がある。		○
<b>高齢施設課</b>		
<b>老人ホーム運営事業</b>		
実地指導数について		
介護保険対象外の有料老人ホーム(住宅型)は、今後も、増加が予想される。今後も、6年に一度の割合で実施していく方針なら、実施数は増えていくことになる。集団指導との役割を明確にした上で、実地指導・監査の方針を明確にする必要がある。		○
<b>介護事業指導課</b>		
<b>介護サービス推進事業</b>		
実地指導・監査数(率)の向上の検討		
(監査の意見) 居宅サービスや認知症対応型共同生活介護以外の地域密着型サービス(小規模多機能型居宅介護等)については、今後、どの程度の実地指導・監査実施率が適当であるか検討した上で、実地指導を増やす努力が望まれる。		○

#### 4. 財政援助団体に対する監査の充実

横浜市では、財政援助団体に補助金等を交付して、財政援助団体が実施する高齢者福祉等の業務を支援しており、財政援助団体の補助金等の適正な執行について監査等を通して確かめる必要がある。

そこで、横浜市が財政援助団体への監査等を適切に行っているかの観点から監査を実施している。横浜市は、財政援助団体に適切な監査等を行い、補助金等の適正な執行を確認しているとみなせない事業等がある。関連する監査の結果又は意見を以下に記載する。

所管課名・事業名・内容	区 分	
	結果	意見
<b>福祉保健課</b> 横浜市社会福祉協議会費 地域福祉保健活動支援事業 横浜生活あんしんセンター運営費 補助金の適正な執行を確認する根拠について 現状の業務監察だけでは、本補助金 1,120 百万円の執行が適正であったと判断するに足る補助金額の確定根拠を十分に確かめているとは言えない。 補助金の適正な執行を確認する根拠について見直す必要がある。	○	
<b>高齢健康福祉課</b> 老人クラブ助成事業 補助金の適正な執行を確認する根拠について 局等の市老連に対する監査の実施状況及び監査の指摘等やその対応状況から、補助金等の適正な執行が担保されているとは言い難い状況である。局は、交付要綱の規定を見直し、市老連が補助金等の適正な執行が担保されるように定期的に監査を実施する必要がある。	○	